五　介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付の支給又は同法第百十五条の四十五の地域支援事業の実施に関する情報
六　年金給付関係情報
七　失業等給付関係情報

第九十条　第二条の表八十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項若しくは第三十一条の六第一項又は附則第三条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第十五条（同法第三十一条の六第五項又は第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の貸付金の償還未済額の償還免除の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該貸付金の貸付けを受けた者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第二十一条の特例児童扶養資金若しくは母子臨時児童扶養等資金又は第三十一条の四の二の父子臨時児童扶養資金の貸付けを受けた者に限る。）に係る道府県民税に関する情報

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十二条第一項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦に限る。以下この号において同じ。）に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第六条の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

第九十一条　第二条の表八十九の項で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表八十九の項で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報
二　当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報
三　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
四　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第九十二条　第二条の表九十の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ニ　当該申請を行う者に係る失業等給付関係情報
ホ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
二　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請を行う者及び当該者が扶養している児童又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請を行う者又は当該者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
ニ　当該申請を行う者に係る雇用保険法第六十条の二第一項の教育訓練給付金の支給に関する情報
ホ　当該申請を行う者に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項の職業訓練受講給付金の支給に関する情報
ヘ　当該申請を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務　当該算定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第九十三条　第二条の表九十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第五条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該請求に係る児童（以下この条において「手当支給児童」という。）に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
ニ　手当支給児童に係る知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報
ホ　手当支給児童又は当該手当支給児童の父若しくは母に係る戸籍関係情報
ヘ　当該請求を行う者又は当該者の配偶者、扶養義務者、当該扶養義務者の配偶者若しくは当該者の扶養義務者でない所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）に係る道府県民税に関する情報
ト　当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
チ　手当支給児童に係る年金給付関係情報
リ　手当支給児童に係る地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
ヌ　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十三条の未支払の特別児童扶養手当の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において読み替えて準用する児童扶養手当法第八条第一項の特別児童扶養手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　手当支給児童に係る労働者災害補償保険法による年金である給付の支給に関する情報
ロ　手当支給児童に係る児童福祉法第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報
ハ　手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報